

平成26年度第1回  
三郷市景観審議会  
会 議 録

平成26年度第1回三郷市景観審議会

1 開催日時：平成26年12月24日（水）10時00分～11時40分

2 開催場所：三郷市役所 6階 全員協議会室

3 出席者 9名（委員総数10名）

（委員）

横張会長、 田邊委員、 前田委員、 沼野委員、 川田委員（欠席）、  
岡庭委員、 永塚委員、 福脇委員、 中村委員、 小高委員

（事務局）

豊賀まちづくり推進部長（以下、まちづくり推進部長）、  
秋本まちづくり推進部副部長兼都市デザイン課長

（以下、まちづくり推進部副部長）、

都市デザイン課： 南雲課長補佐（以下、都市デザイン課長補佐）、  
長谷川計画景観係長（以下、計画景観係長）、  
青山主任（以下、都市デザイン課主任）、  
中村主事

4 報告事項

報告第1号 屋外広告物の規制・誘導の方針（検討案）について

報告第2号 景観の取り組み状況について

（1）三郷市景観計画の届出状況等について

（2）景観啓発活動の実施について

## 5 議事内容

### (1) 開 会

- (都市デザイン課長補佐) 司会挨拶  
・新委員 (永塚委員) 紹介

### (2) 会長あいさつ

- (横張会長) [開会のあいさつ]
- (まちづくり推進部副部長)  
[委員10名中、9名が出席していることを報告]
- 議長(横張会長)  
[会議録の署名委員について、小高委員と前田委員を指名]
- (まちづくり推進部副部長)  
[傍聴者不在であることを報告]

### (3) 報告事項

#### 報告第1号 屋外広告物の規制・誘導の方針(検討案)について

- (計画景観係長)  
[屋外広告物の規制・誘導の方針(検討案)について、資料に基づき説明する]
- (横張会長)  
野立ての看板に関して、自家広告物だけでも、建物の敷地ではない所に独立して立つというタイプのものについては、どういう現状なのでしょうか。
- (計画景観係長)  
今、都市デザイン課では業務をやっておりませんが、建築基準法でいう敷地外に出るものについては、一般広告物として規制誘導するという事でやっております。
- (横張会長)  
それでは、今ご説明がございました、屋外広告物とは、ということと、埼玉県の屋外広告物に関する内容について、皆様からのご意見、ご質問等ございましたらお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。
- (田邊委員)  
いただいた資料の8ページに独立広告物の絵がありますが、表示面と支持

部分とがありますが、この規制というのは、現状では行なっているのか。あるいは4 mを超えると工作物になりますが、工作物として規制を行っているのか、どちらですか。

●（計画景観係長）

支持部分というのは？

●（田邊委員）

独立広告物の柱ですね。

●（計画景観係長）

田邊委員とは視点が違うかもしれませんが、実際のやり方は、広告物とはどこだというのがあり、工作物としてこういう形をしても、広告部分が1/4しかなければ面積の対象はそこだけになる、というのが埼玉県の手法でございます。

●（田邊委員）

自治体によって、表示面のみを規制してるところと、表示面と柱やハウジングの部分を切り分けて規制してるところがありますが、三郷市の場合はどうですか。

●（計画景観係長）

県条例を受けた三郷市の事務としては、表示面の広告物部分のみです。

●（田邊委員）

そうすると、比較的大きな、ロードサイドに立っているような独立広告塔の柱とかハウジングというのは、今フリーな状態ですか。

●（計画景観係長）

埼玉県の基準は、昔は細かく基準があったが、平成23年以降、独立広告は「広告板」の基準で見ることになるので、いろんなタイプのものがあったても、広告されてる部分の面積だけを審査をします。

●（田邊委員）

そうすると、あくまで広告物は屋外広告物法の下で評価をしていて、景観法の下では評価をしてない。

●（計画景観係長）

独立広告についてはそういうことになります。

●（横張会長）

他にいかがでしょうか。

●（前田委員）

7ページですけど、真ん中あたりに、「3階以上の階にある窓または開口部

の全部又は一部をふさがない。」とあり、「自家広告に限る（地区内案内広告は可）」とあるが、その場合は窓をふさいでも大丈夫なのか。

●（計画景観係長）

そういう意味ではございません。それぞれ、今は基準でしか示していないので趣旨だけ読んでいただいて、3階以上は県条例でだめで、それ以外に自家広告に限るという規定を加えてあるというふうにご理解いただきたい。

●（前田委員）

可と書いてあってもだめだということですね。

●（都市デザイン課係長）

そういう意味です。

●（横張会長）

はい。他にいかがでしょうか。

さきほどの田邊委員のご指摘に関連してですが、独立広告物について私自身も携わることがあった他市のケースなんですが、この事例であるように独立広告物の広告面とポールが明確に形状として分かれているときは、どこまでが独立広告物だとわかりやすいですけども、必ずしもそうではなくて、一体的になったデザインというのが現実的にあったり、ポールではあるが広告の一部として彩度、明度がとても高い色彩に塗られてしまっているというケースもあり、実態としては広告物の面だけではなく支持部分も含めて事実上広告としての機能を有するといった事例もあり、それをどうするかが問題になりました。そういう点は本市ではどのようにお考えですか。

●（計画景観係長）

検討案で出させていただいている、これから説明する内容になりますが、基準ですのでどこかで境界線が入ります。県条例を受けて適切な線が引けるのであれば積極的に検討することもできますが、ある線を引いたばかりに、むしろ悪化する場合もございます。以前埼玉県基準にあったものが改正時に消えているのもあり、それもそういうことだと聞いてます。

そのあたりが今後の課題でもありますけど、景観の視点で規制・誘導の基準を作るとか、そういうことが必要であると、現時点では考えております。

●（横張会長）

他にご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。特段ご意見ご質問ございませんでしたら、この先の資料のご説明をお願いして、それでまた必要に応じて今の前半部に戻ってく

るという形で進めさせていただけたらと思いますので、引き続き事務局からご説明をお願いします。

●（計画景観係長）

[屋外広告物の規制・誘導の方針（検討案）について、資料に基づき説明する]

●（横張会長）

それでは、ただいまご説明いただいた資料後半につきまして、ご質問ご意見等お受けしたいと思います。いかがでしょうか。

●（田邊委員）

今回、屋外広告物の規制、誘導を新たに検討していくわけですが、その中で重要な視点が4ページにあります「期待される効果」にある「にぎわいのあるまちの表情や緑の豊かさが感じられる秩序ある広告景観を作る」という視点だと思います。この視点に立って規制、誘導の内容を組み立てていくと、大きくは、足元にあるような賑わいを示す要素というのはある程度寛容に対応しつつ、大きなものなど、景観に大きな影響を与えるような場所に設置されているものについては、抑制的に規制、誘導していくことが重要だと思いますし、足元の中でも秩序感を阻害するようなもの、あるいは景観資源の見え方を阻害するようなものというのは、積極的に規制していったほうがいいのかなと感じました。その中で、ひとつは色彩の問題ですけど、戸田市で最近屋外広告物条例の策定に携わりましたが、規模の大きいものとか、かなり高い位置に掲出されているものについては、ある程度色彩の規制をすべきではないかと考えました。というのは、高い位置のもの、大きな面積のものは、賑わいという視点だけではなくて、かなり広域的に影響を与えるものですから、そういったものは慎重にデザインをしていただくということも重要です。屋外広告物というのは、建築の設計者の方と違って調整が利かない世界で、クライアントさんの意見をそのまま設置せざるを得ないというような、上下関係がかなりはっきりしていますので、であるならばきちんとした規制を作ってあげたほうが業界の方にとっても対応しやすいというような流れがあるようですので、色彩基準というのは考えるべきではないかと思います。それから、足元の秩序という視点で、これも戸田市で検討いたしました、のぼり旗が非常に短い距離で、たとえば50cm間隔でズラーッと並ぶようなロードサイド店というのが非常に多いわけで、戸田市では、適正な間隔を置くことと、接道部分の絶対的な上限を定めています。少し秩序を害する物件ということで、のぼり旗についても検討の対象に含めていくべ

きではないかと思えます。基準についてはその2点です。

もう1つ、運用についてですけど、屋外広告物は、建築物と違って許可期間があるわけで、その許可期間が終わると基本的には基準に沿うように是正をしないとイケないが、その経過措置というのをどのように考えているかということと、現状不適合、あるいは許可を取ってないものが相当数あるように思うが、こういったものの是正をどのように図るのか。やはり公平に運用しないと、基準や条例はあるけども運用がゆるいのでやりたい放題ということになってしまうので、それをどのように考えているのかということと、それを執行していく上で条例制定後の担当部門の人的な手当というものは期待できるのかということをお教えいただきたいと思えます。

●（横張会長）

はい。ではただいまのご質問につきまして、事務局の方からお答えをいただきたいと思えます。

●（計画景観係長）

最後のご質問から先に回答させていただきます。建築基準法とずいぶん違うやり方をとっております、3年という許可単位があれば、3年間掲出して更新をしていくシステムになっており、20年、30年と更新をしているものもあります。そういう中で運用しなければなりません。埼玉県も平成23年に改正をして、今、その経過期間中がございます。6年ありますが、その経過期間の中で基準を改正しなければいけないので、許可基準の経過措置については、埼玉県と調整しているところです。ただ、われわれ独自で許可期間を狭くするとか、永遠に認めるというようなことは考えておりません。県の指導に従って6年とか9年の設定をしなければならないと思っています。

もうひとつ、人的な部分というのは、今は開発指導課の建築部門が業務をおこなっております。これは、県から移譲を受けております。今の予定に従って来年27年12月、実際の施行はもっと後になりますが、そこから都市デザイン課で業務を実施する予定にしていますが、今、人員が増えるとか増えないとかいう話は、なかなか難しいと考えております。ただ、業務の中身を考えていく中で、当然プラスアルファの仕事をするようになりますので、そういう視点で今後検討していきたいと思えます。

許可を取っていないものについてですが、埼玉県の基準が甘いわけではないが、許可不要物件が多く、広告物を見ただけではそれが自家広告なのか独立広告なのか分からないというのがございます。絶対的な規制ではないので、立ってる位置や位置付けによって規制が変わってくるということにな

っておりますので、それについても公平性については運用の基準を作る中で検討したいと思います。

のぼり旗ですが、これも事務局側で検討いたしました。具体的な基準は検討しておりません。例えば、飲食店舗でお客さんが少ないとダダダッと出てくるものだと思っています。適正な基準はあってしかるべしだと思うので、近隣の自治体を比較、調整させていただき効果を見極めたいと思います。

同じように、色彩基準は1番悩んだ件で、我々埼玉県の影響を受けて運用していかねばいけないので、業者さんとしてもこういうふうに来てきたじゃないかという中で動いています。業者を重んじるわけではなくて、色彩基準を設定することに関して、以前、埼玉県には色彩の基準がございました。「地色としての原色は避けましょう」という基準があり、具体的には黄色、黒、赤はやめましょう、という基準がありましたが、平成23年になくなりました。我々はこれについて重く見ておまして、というのは運用上の話で恐縮ですが、例えば黄色の原色がだめだとなると、原色以外全部OKになってしまうんですね。ちょっと外れてるといいじゃないかとなり、逆に悪い誘導となっていたことがあります。それともう1つ、多岐にわたる広告の中では、いわゆるコーポレートカラーというのがありまして、会社として持っている色、出したい色と色彩規制がぶつかってくることになります。適正な基準を設定できれば前向きに検討していきたいというのが検討案の段階です。

●（横張会長）

では他にご質問ご意見ございますでしょうか。

●（沼野委員）

今の質問に関連するんですが、県の条例と市の検討案の方で若干の違いがございますね。チェーン店さんの場合、他の都市ではOKなのに三郷の検討案では不具合の場合もございますね。その辺の説明はどのようにお考えでしょうか。

●（まちづくり推進部副部長）

チェーン店で、同じ事業者が自治体によって出せる広告と出せない広告が出てしまうということだと思いますが、他の市でも同様ですが、各自治体において、その自治体の地域の特性に応じた規制が必要だと考えております。ですから皆さんにご意見をいただきながら、三郷市に適した条例を市として打ち出していきたいと考えてございます。実は、マクドナルドですとか大きな企業がございまして、例えば京都などの名所観光地などでは、あの赤が使えなくて彩度を落としたりしている事例もございまして、全然規制してない県

条例そのままというところもございますし、三郷市としてその中で出来るものを独自に考えていこうということでございます。

さきほど色彩の話が出ましたが、色彩を県が緩和した背景には、都市地域においては、経済活動を少し優先、重視して緩和したという経過があると聞いております。地の色につきましても、無くしたということは、赤、黒、黄色だけでなく、色で決めるのではなくて、調整区域については彩度6で規制するという方向性を持っていると聞いております。ですから三郷市としては独自の考え方を出していけばよろしいのではないかと考えております。

●（横張会長）

はい。他にいかがでしょうか。

●（中村委員）

禁止地域ですが、生産緑地地区内が禁止地区に入っておりますが、三郷市は近隣市と比べると調整区域が多い地域なので、調整区域の農地部分についても禁止区域に入れたほうがいいのではないかと思います。調整の農地を外した理由等ありましたらお聞かせください。

●（まちづくり推進部副部長）

まず、今回条例を制定するにあたって、全くの新しい条例を作るのではなくて、県の条例を何十年も運用しているという中で、引き継ぎながら三郷市としていいものを少しずつやっていこうという考えがございます。それを引き継ぐという観点から、まずは総量を規制するとか、色彩を規制するとかのやり方があると思いますが、こちらの案で独立広告につきましては、自家広告60㎡できるものを今回例えば40㎡にしたいと考えております。

そういったところで総量を抑えていきたい。色彩については、基本的には今は県にならってという形を取っておりますけど、中央地区、重点地区等については、屋上看板の禁止で総量を抑えていくということを考えておりまして、もっと進んだ取り組みというのもいいことですが、デジタルの関係ですとか、今の話ですとか、運用した中で程度を見ながら、いずれ条例を改正する時期というのも出てくるかもしれませんので、運用の中から検討していき検討していきたいと考えております。

●（中村委員）

今後の検討課題として、よろしく願います。

●（横張会長）

他にいかがでしょうか。

●（田邊委員）

今の議論もそうなんですけど、ぜひ思いの片隅にでも入れていただきたいのですが、屋外広告物の場合は、規制が全てで、それ以上の歩み寄りを引出すことが難しいです。実際に協議をして窓口の様子を拝見しておりますけど、基準以上のものを作り出すというのは非常に多様な面での努力が必要ですので、基準で抑えられる部分というのは抑えておいたほうが、後々の運用は非常にしやすくなると思いますので、せっかくの機会ですから、あまりここで賑わいの方向性だけを持つのではなくて、美しい街並みを整えていくとか、緑が映える街並みを整えていくという観点を重視されたほうがいいかなと思いますし、その点で言いますと、それほど大きな緩和ではないですけど、用途地域外で独自の色彩基準を定めています、埼玉県の彩度6を超えないというのは、植物の緑の色彩が彩度6なので、それ以上派手にならないようにしていくようなポリシーで定めている基準ですから、そこをあえて緩める必要ももしかしたら無いのではないかなという感じがします。基準がないと広告業者さんはクライアントに説明がつかないです。説明がつけば必ず守られるというのが今の状況ですので、それを観点に置きながら基準を検討していただくといいのかなと感じました。

●（横張会長）

はい、ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

今いくつか出していただいた論点につきまして、私の方からも他市での経験も踏まえ発言させていただければと思うのですが、まず田邊委員からございました運用の件ですが、これが私は一番気になる点の一つでありまして、と申しますのも、他市で、実際に現在現存している広告物がどれくらい適合しているのかというのを調査した例があり、その町を走っている幹線道路沿いのロードサイドショップを中心としたある区間を決めて、そこに出ている広告物を片っ端から調査していき、それがどれだけ基準に適合しているかと。

そうしたところ、新しい基準を設定する際に既存不適格になってしまうというのはごく一部であり、確か1割か2割しかない。圧倒的多数の、全広告物の8割近くは、本来であれば許可を取らなければいけないのに取っていないで掲出されている広告物であったという結果が出てきました。つまり、簡単に言うと、誰も守る気がないというのが屋外広告物の実態でした。運用に関しては、極めてザルであるというのが屋外広告物の現状です。したがって、どうやってちゃんと運用するのかと。言い方を変えると、正直者がバカを見るというようなことにならないようにどうするのかというのが、大きな

ポイントではないかと思えます。

2番目はチェーン店の件ですが、チェーン店を展開してるようなところは大手でございますので、へたなことをすると会社のイメージダウンに係わりますから、かなりコントロールはしやすいというふうに認識しております。

例えば他市の例ですが、大手家電量販店が、通常通りに広告を出すと明らかに基準を超えてしまうということに対しては、すぐに納得いただきまして通常より小さい面積の広告に切り替えたということがございました。したがって、チェーン展開している方はそうでもないんですけど、1番難しいのは個別の商店で、これがやはり、知らないということも含めてですけども、許可を取らずに条例違反になってしまうというケースが非常に多いです。今の点と関連しましてひとつお聞きしたいんですが、浦和流山線沿いのロードサイドショップに対するコントロールというのは、今後どれくらい効かせようとしてるのでしょうか。たぶん、この辺が一番無許可とか条例違反というのが続発する路線の1つになると思われませんが、その辺はどのようにお考えですか。

●（まちづくり推進部副部長）

今回、地域を検討させていただきまして、三郷中央駅地区と新三郷ららシティ地区ということで、景観の重点地域を分けさせていただいてますが、県道の浦和流山線地域につきましても、例えば沿道規制はどうかということで、内部で検討させていただきました。現状については、非常に厳しいという結論にはなりました。それで、運用に関して、屋外広告物というのは種類も多いですし、数量も多い。さきほど人的な手当とかのお話も出しましたが、その辺は見込める状況ではないというのは認識しております。

そういった中でどうやってやっていくかということですが、現状の規制の中で、色については彩度で抑えていくにしても、現場をどうやって抑えていくかというのは難しいので、今後の検討課題だと思います。このロードサイドをあまり厳しくしていくというのは難しいのかなと事務局では考えています。

●（横張会長）

他の委員の皆様もぜひご発言いただきたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

●（中村委員）

最近、デジタルサイネージの看板、特に見かけるのはパチンコ屋さんとか、最近増えてきてますが、このデジタルサイネージの看板の設置可能な区域等

は商業地域等に限定した方がいいのではないかと思います、その辺どういった考えをお持ちかお聞きしたい。

●（計画景観係長）

今、検討の状況しかご報告できませんが、お話のあったように、商業、近商に限るとか。かなりの確率でデジタルサイネージを採用してるのではないかと思います。

禁止地域、許可地域という組み合わせとか、埼玉県としてやってきた基準をうまく使って線を引きたいと思っています。最も線引きが難しいと思っているのはデジタルサイネージの線引きでして、難しい点は2つ、1つはエリアでできるのかということで、今後も継続して検討していきます。もう1つは物自体を規制できるのか。近隣自治体で、点滅するのはやめてくれとかいう規制を掛けていますが、実際に問題なのは、光害があるものについては規制できると思いますが、光害の定義も埼玉県と調整していますが、まだ出来ていません。ということで、埼玉県条例でも条例本体には入っていないというのが現状です。県でもガイドラインを作っていて、仮に問題が起きたときには彩度を下げる仕組みを作ってください、という方法で規制を掛けていると聞いてますので、市でもある程度それを考慮しないといけないというのが現状でございます。

●（横張会長）

はい、わかりました。他にいかがでしょうか。ご意見ございませんか。

●（中村委員）

今回の広告物とは離れていますが、さきほど写真等見させていただいて、資料にもありますが、みなさん見てもおわかりだと思んですが、景観を一番損ねているのは電柱、電線ではないかと思うのですが、今後三郷市として電柱、電線の地中埋設、駅周辺からになると思いますが、そういった計画があるのかお聞かせください。

●（まちづくり推進部副部長）

一部地中化されている区間もございますが、今後どうしていくのかについては把握しておりません。国のほうでも、非常にお金がかかるということで、電線地中化法という法制定を目指していたのが止まってる聞いております。

市として独自にやってもいいですが、例えば国のほうでそういう法律ができると、補助金が付くとかありますので、そうなれば少しづつ進んでいくのかなと考えているのが現状です。

●（横張会長）

他にいかがでしょうか。今後のスケジュールにもございましたけど、今日でおしまいというわけではございませんで、今後素案等が提示される中で、本格的なご議論をいただく形になろうかと思っておりますので、特にご質問ご意見等ございませんようでしたら、今日のところは本件につきましては以上とさせていただきますと思います。どうもありがとうございました。

それでは、議題もう一つございますね。報告第2号でございますけど、景観の取り組み状況につきまして、事務局よりご説明をお願いします。

**報告第2号 景観の取り組み状況について**

●（都市デザイン課主任）

[景観の取り組み状況について、資料に基づき説明する]

●（横張会長）

はい、ありがとうございました。ただいまご紹介いただきました2つの取り組み状況、景観計画の届出状況、景観啓発活動の実施につきまして、ご質問等ございましたらお受けしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

審査依頼案件が昨年度の実績に比べると今年度はだいぶ少なくなっていますが、これは今まで運用が続いてきた結果として案件が減っているという風に理解してよろしいのですか。

●（都市デザイン課主任）

去年、件数が多かったものにつきましては、公共施設、市内小中学校の改修にともなう塗り替えの件数が昨年度は結構ありましたが、今年はそれがあまりありませんで、その数が今年と去年の違いとなっております。

●（横張会長）

他にいかがでしょうか。ございませんか。もし特段ご質問等ございませんようでしたら、本件につきましてはご報告ということでございましたので、以上にさせていただきますと思います。

では、その他はございますでしょうか。

●（まちづくり推進部副部長）

1点だけご報告させていただきます。報告第1号に対する意見シートというのをお手元にお配りさせていただいております。こちらは、今日ご意見をいただいたこと以外に、資料に関する事何でも結構でございますので、今

後の私どもで検討させていただきたいと思っておりますので、1月14日までとさせていただきたいのですが、こちらFAXでも郵送でも、メールでも  
どのような方法でも結構ですので、よろしく願いいたします。

●（横張会長）

はい、ありがとうございました。それでは特に他にございませんようでしたら、司会進行を事務局にお返ししたいと思います。

（4）閉 会

●（都市デザイン課長補佐）

横張会長、どうもありがとうございました。以上をもちまして、本日の景観審議会は閉会とさせていただきます。本日はありがとうございました。

上記会議の内容は、まちづくり推進部都市デザイン課 青山 照二 が作成

したものであるが、その内容に相違ないことを証するために署名押印する。

平成 27年 2月 2日

議 長

横張 真

平成 27年 1月 23日

署 名 委 員

前田 雅久

平成 27年 1月 28日

署 名 委 員

小高 好典